

議案第4号

令和3年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計予算

令和3年度龍ヶ崎地方衛生組合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 381,048千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じたときにおける同一款内でのこれらの経費の各項の間と定める。

令和3年2月15日提出

龍ヶ崎地方衛生組合
管理者 中山 一生